**指定基準のチェック表（短期入所生活介護：単独型）**

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる事業所・施設の名称 |  |

**（共通）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確　　認　　事　　項 | チェック欄 |
|
| 1 | 医師が１人以上配置されていますか？（非常勤可） |  |
| 2 | 常勤換算方法で利用者：生活相談員＝100：1以上配置されていますか？ |  |
| 3 | 常勤換算方法で利用者：介護職員・看護職員＝3：1以上配置されていますか？ |  |
| 4 | 栄養士又は管理栄養士が１人以上配置されていますか？（非常勤可） |  |
| 5 | 機能訓練指導員１人以上配置されていますか？（看護職員との兼務可。生活相談員・介護職員は不可。加算の場合は兼務不可。） |  |
| 6 | 生活相談員・介護職員がそれぞれ常勤で１名以上配置されていますか？ |  |
| 7 | あらかじめ重要事項説明書等の文書により説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得ていますか？また、重要事項をウェブサイトに掲載（令和７年４月１日から義務化）していますか？ |  |
| 8 | 提供した具体的なサービスの内容等について記録していますか？ |  |
| 9 | 感染症や食中毒の予防・まん延防止のための委員会の開催、指針の整備、及び従業者への研修並びに感染症の予防等のための訓練を実施していますか？ |  |
| 10 | 事故が発生した場合、その状況や処置について記録していますか？ |  |
| 11 | 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その内容について記録していますか？また、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の開催、指針の整備、及び従業者への研修を実施していますか？（※令和７年４月１日から義務化） |  |
| 12 | 感染症及び非常災害発生時の業務継続計画を策定し、定期的な研修及び訓練の実施、業務継続計画の見直しを実施していますか？ |  |
| 13 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者への研修を定期的に行っていますか？また、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いていますか？ |  |
| 14 | 相当期間にわたり継続して入所する利用者について、利用者またはその家族に説明、同意のうえ、短期入所生活介護計画を作成していますか？ |  |

※利用者の安全並び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置は、令和９年４月１日から義務化

**（ユニット型以外）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確　　認　　事　　項 | チェック欄 |
|
| 1 | 夜勤職員（看護職員又は介護職員）の数は基準を満たしていますか？（利用者数25以下：1人以上、26以上60以下：2人以上、61以上80以下：3人以上、81以上100以下：4人以上、101以上：4人に100から＋25まで1人ずつ追加） |  |
| 2 | 居室１室あたりの定員は４名以下ですか？ |  |

**（ユニット型）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確　　認　　事　　項 | チェック欄 |
|
| 1 | 昼間（８時～１８時）は、１ユニットごとに常時１人以上の介護（看護）職員が配置されていますか？ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 2 | 夜間及び深夜は、２ユニットごとに１人以上の介護（看護）職員が配置されていますか？ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 3 | ユニットごとに、常勤のユニットリーダーが配置されていますか？ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 4 | ユニットリーダー研修を受講した職員が２人配置されていますか？（２ユニット以下の施設は１人で可） |  |
| 5 | 1ユニットの定員はおおむね１０名以下ですか？ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 6 | 居室の定員は１名（場合により２名）ですか？ |  |

備考　確認事項を満たしている場合に、チェック欄に「○」をつけてください。